

入札結果調書

令和元年12月3日

物品名 公用車(軽貨物バン・軽乗用車)
納入場所 近江八幡市 中村町
期間 契約締結日から令和2年1月31日まで
契約金額 (消費税および地方消費税相当分を含む)

¥2,460,000

回数 業者名	第1回目	第2回目	第3回目	備考
(株)竹内モータース	2,565,218			
(株)中西モータース	2,460,000			落札
西村自動車	2,490,754			

近江八幡市公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年11月20日

近江八幡市長 小西 理

1 入札の概要等

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 物品名 | 公用車（軽貨物バン・軽乗用車） |
| (2) 納入場所 | 近江八幡市 中村町 |
| (3) 物品の概要 | 仕様書のとおり |
| (4) 納入期限 | 契約締結日から令和2年1月31日まで |

2 予定価格 非公表

3 最低制限価格 なし

4 入札に参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 自社又は自社の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (4) 当該物品購入の落札決定の日までに、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本的関係又は人的関係がないこと。
- (6) 公告日前日において、平成31年度近江八幡市物品供給入札参加有資格者名簿に品目を「自動車」で登録し、市内に本店を有すること。

5 入札の中止

入札参加者が1者となった場合は、当該入札は中止する。

6 入札参加資格の確認

入札の参加を希望する者は印鑑を入札当日に持参し、受付時に入札参加名簿へ押印すること。なお、印鑑については代表者が参加する場合は代表者の認印、代理人が参加する場合は委任状に押印した印鑑とする。

- 7 仕様書等の配布
近江八幡市管財契約課ホームページで公開するのでダウンロードすること。
URL : <http://www.city.omihachiman.shiga.jp/kikakuzaisei/keiyaku/>
- 8 入札日時 令和元年12月3日(火) 11時40分
入札場所 近江八幡市水道事業所3階AB会議室
- 9 消費税等の取扱い及び入札方法
入札書記載金額は、**消費税及び地方消費税を含めた金額**とする。
入札時に、入札書とは別に見積内訳書を必ず提出すること。見積内訳書の様式は任意とするが、業者名を必ず記載し入札書と同額の金額で作成すること。見積内訳書を提出しない場合は入札に参加できない。
- 10 郵便による入札
郵便による入札は取り扱わない。
- 11 入札への不参加
入札は、開始時刻に遅刻した者は参加することができない。
- 12 代理人の入札
入札を代理人が行う場合、代理人は、入札開始前に委任状を提出しなければならない。
- 13 開札及び再度入札
(1) 開札は、入札の終了後直ちに入札者立会いのうえ行う。
(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その場合、最低入札価格を発表し再度入札に付す。ただし、入札回数は、3回を限度とする。
- 14 落札者の決定方法
(1) 予定価格以下の最低価格をもって落札とする。
(2) 落札者となるべき同価入札者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。
なお、落札者となるべき同価入札をした者はくじを辞退することはできない。
- 15 入札保証金及び契約保証金に関する事項
免除する。
- 16 前金払い及び部分払い
前金払い及び部分払いは行わない。
- 17 入札無効に関する事項
次の各号の一に該当する場合は、その入札は無効とする。
(1) 入札者の資格を有しない者が入札をしたとき。
(2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の入札をしたとき。
(3) 入札に関し談合等の不正行為があったと認められるとき。
(4) 入札書の記載事項の確認ができないとき。

- (5) 入札書の記載の金額を加除訂正したとき。
- (6) 入札書に記名押印がないとき。
- (7) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (8) その他契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

1 8 その他必要事項

- (1) 本入札に参加しようとする者が入札執行時までには不当要求を受けた場合は、近江八幡市契約規則（平成22年近江八幡市規則第61号）第14条の3の規定に基づき、管財契約課に報告しなければならない。不当要求を受けたにもかかわらず報告を怠った場合は、近江八幡市建設工事等一般競争入札及び指名停止基準に基づき停止措置を行う。
- (2) 所定の入札書を使用すること。
- (3) 一度提出した入札書は、撤回をすることができない。
- (4) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。
- (5) 共同企業体での参加は認めない。

1 9 問い合わせ先

近江八幡市総務部 管財契約課
TEL 0748-36-5557 FAX 0748-32-3237